

【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

●教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)

社会総がかりで教育再生を

～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～

II. 心と体一調和の取れた人間形成を目指す

提言1 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる

【徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる】

○国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる。

- ・全ての学校・教員が、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導するようにする。
- ・徳育は、点数での評価はしない。
- ・教材については、多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。その際、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したものが使用されるようにする。
- ・担当教員については、小学校では学級担任が指導することとし、中学校においても、専門の免許は設けず、学級担任が担当する。特別免許状の制度なども活用し、地域の社会人や各分野の人材が教壇に立つことを促進する。
- ・国は、脳科学や社会科学など関連諸科学と教育との関係について基礎的研究を更に進めるとともに、それらの知見も踏まえ、子供の年齢や発達段階に応じて教える徳目の内容と方法について検討、整理し、学校教育に活用することについて検討する。
- ・国語や社会科、音楽、美術、体育、総合的な学習の時間なども関連付けて、広く徳育を充実する。

【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

●教育再生会議第三次報告(平成19年12月25日)

社会総がかりで教育再生を

～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

～子供たちに感動を与える教育を～

(1) 徳育を「教科」とし、感動を与える教科書を作る

○徳育を「新たな枠組み」により教科化し、年間を通じて計画的に指導する

○偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る

○新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

各 論

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

～子供たちに感動を与える教育を～

(1) 徳育を「教科」(※)とし、感動を与える教科書を作る

○徳育を「新たな枠組み」により教科化し、授業内容、教材を充実し、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導する

○偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る

・徳育においては、小学校から中学校までの子供の発達段階を踏まえ、それぞれの時期にふさわしい内容で、挨拶や礼儀、善悪の判断、思いやりの心、基本的な社会道徳、責任感、自尊感情、社会への貢献などの指導を行う。

・教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子供たちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。

・美しい心の伝統を語り継ぐことを重視し、言葉や文学による徳育を推進する。

(※)徳育を教科化するが、点数での評価はせず、専門の免許も設けない。小学校、中学校とも学級担任が担当する。

○新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

・学校のみならず、家庭、地域など社会総がかりで、徳育の充実を図る。

・国は、脳科学、社会科学等の科学的知見と教育の関係について基礎的研究を更に深めるとともに、その知見をもとに、発達段階に応じた徳育体系の在り方や、効果的な教育手法について整理し、学校教育に活用することを検討する。

【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

●教育再生会議最終報告（平成20年1月31日）

1. 提言の実現に向けて

教育再生のための課題は多岐にわたりますが、私たちは教育内容の改革、教員の質の向上、教育システムの改革、社会総がかりでの国民的参画、改革の具体的実践を柱として、21世紀における我が国の教育を再生していく上で重要と考える事項に絞って提言を行ってきました。

これら第一次提言から第三次提言までの提言は、全て具体的に実行されてこそ初めて意味を持ちます。提言を実行するための具体的な動きが国、地方公共団体、学校、家庭、地域社会、企業等、社会全体で始まることが大切で、これらの取組をフォローアップしていくことが求められます。その中で主な項目を挙げれば、次の通りです。

「教育の内容」

（心身ともに健やかな徳のある人間を育てる）

- 徳育を「教科」として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身に付けさせる。
- 家庭、地域、学校が協力して「社会総がかり」で、心身ともに健やかな徳のある人間を育てる。

【参考】中央教育審議会答申 道徳教育関連部分（抜粋）

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）（平成20年1月17日）

7. 教育内容に関する主な改善事項

（4）道徳教育の充実 （中略）

- このように道徳教育の内容面の充実を図るに当たっては、小・中学校の道徳の時間の教育課程上の位置付けなども重要な課題であり、この点についても専門的な観点から検討した。その中においては、
 - ・ 道徳の時間を現在の教科とは異なる特別の教科として位置付け、教科書を作成することが必要、
 - ・ 多様な教材の活用が重要であり、学校や教育委員会が購入する副読本等に補助するなどの支援策が必要、
 - ・ 授業時数が確保されず、十分な指導が行われていないことから、教科への位置付けが議論されていることを踏まえれば、教科と同様に、十分に時数が確保され、しっかりと指導されるよう内容の充実を考えるべき、
 - ・ 道徳の時間は現在の教育課程上の取扱いを前提にその充実を図ることが適当、
 - ・ 学校では、地域ごとに特色ある多様な教材が使用されており、教科書を用いることは困難、といった種々の意見が出された。また、「審議のまとめ」についての関係団体からのヒアリングや国民から寄せられた意見においても様々な見解が見られた。

【参考】中央教育審議会答申 道徳教育関連部分（抜粋）

- このように、道徳の時間の教育課程上の位置付けなどの課題については、様々な意見が見られるところであるが、これらに共通するのは道徳の時間の授業時数が必ずしも十分に確保されず、指導が不十分といった道徳教育の課題をいかに改善するかという問題意識であり、道徳教育を充実・強化すべきという認識では一致している。このような観点からは、実際の指導に大きな役割を果たす教材の充実が重要である。例えば、道徳の時間において、一人一人の子どもたちが、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材を教科書に準じたものとして十分に活用するような支援策を講ずることが考えられる。その際、現在、各学校においては、「心のノート」や民間の教材会社、教育委員会等が作成した多様な読み物資料等を使用して指導が行われているが、道徳教育の充実・強化の観点から、これらの多様な教材を認めつつ、その内容や活用方策の一層の充実を図ることが重要である。

8. 各教科・科目等の内容

(2) 小学校、中学校及び高等学校

⑭ 道徳教育 (中略)

(ii) 改善の具体的事項 (中略)

- (ク) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から、道徳教育主担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。